

金沢市除雪オペレーター育成費補助制度 FAQ (1/2)

Q 交付決定前に大型特殊免許を取得又は車両系建設機械運転技能講習を受講した場合、補助金は交付されますか。

A 交付対象外となります。

Q 交付申請前に申し込みを行った場合は問題ないですか。

A 申し込みだけであれば問題ありませんが、交付決定前に支払い等を行われた場合は交付対象外となります。

Q 普通免許を持っていない状態で、大型特殊免許を取得する場合、補助金は交付されますか。

A 交付対象となりますが、大型特殊免許取得に必要な範囲（技能教習料等）の経費のみとなります。

Q 1事業者につき何名まで補助金の対象となりますか。

A 各年度ごとに1事業者当たり2名を原則とします。

Q 募集定員はありますか。

A 予算の限りとなります。

Q 募集が定員を超えた場合はどうなりますか。

A 先着順となります。（電子申請で申請をされた順番）

Q 年齢に制限はありますか。

A 当該年度の4月1日時点で満60歳以下の方が対象となります。

Q 正規雇用のみ対象となりますか。

A 正規・非正規は問わず対象となりますが、3年間以上の除雪業務への従事義務は適用となります。

金沢市除雪オペレーター育成費補助制度 FAQ (2/2)

Q 外国籍の従業員は対象となりますか。

A 国籍による制限は設けていませんが、3年間以上の除雪業務への従事義務は適用となります。

Q 冬期の短期雇用従業員は対象となりますか。

A 申請時に雇用契約が無い場合、冬期に契約を行う旨の誓約書の提出をもって対象者と扱います。
雇用契約が発生した時点（12月15日(休日の場合は直前の開庁日)までを期限とする）で、関係書類を提出してください。

Q 交付申請時に補助金の額を記載する必要がありますが、経費が不明確な場合はどうすればよいですか。

A 前年度の受講費用等を参考に記載していただき、補助金額に変更が生じた場合は、変更申請を行ってください。

Q それぞれ単独経費での申請は可能ですか。

A 大型特殊の免許の取得又は車両系建設機械運転技能講習会の受講により、新規オペレーターとして従事することが可能となる場合に限り、申請は可能です。

Q 他の補助金や助成金との併用は認められますか。

A 併用はできません。

Q いつまでに免許を取得し、また、講習会を受講すればよいですか。

A 金沢市除雪対策本部が開設される日の前日（11月30日）までが最長の補助事業期間となるので、それまでに取得または受講を行う必要があります。

Q 補助の対象となった従業員が3年以内に退社等となり従事できなくなった場合はどうなりますか。

A やむを得ない特別の事由※を除き、補助金の返還対象となります。
※死亡や病気、けが等の理由で除雪作業の従事が困難となった場合や、介護休暇、産前産後休暇、育児休暇等